

## 規則別表2の農林水産大臣が定める基準

次のとおり改正する（下線部が追加箇所、取消線が削除箇所）。

- (1) オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成5年1月27日農林水産省告示第81号）

改正の内容	改正の理由
<p>1 植物及び地域</p> <p>チチュウカイミバエについて2の発生調査が濃密に行われており、オランダ王国植物防疫機関がチチュウカイミバエが発生していない地区として指定した地域（以下「指定生産地域」という。）で生産されたおらんだいちご、<del>きゅうり</del>、<del>とうがらし</del>、<del>トマト</del>、<del>なす</del>、<u>及びぶどう</u>、<del>ペポかぼちゃ</del>及び<del>メロン</del>の生果実であって、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) オランダ王国植物防疫機関が指定した栽培施設（以下「指定栽培施設」という。）で生産されたものであること。</p> <p>(2) チチュウカイミバエの侵入を警戒すべき地域としてオランダ王国植物防疫機関が指定した地域（以下「検疫監視地域」という。）において実施された二の発生調査の結果、オランダ王国植物防疫機関がチチュウカイミバエがまん延するおそれがないことを確認した期間に生産されたものであること。</p>	<p>規則別表2で規定するチチュウカイミバエの対象となる植物から「うり科植物」を削除することに伴い見直しを行う。</p> <p>国名を規則別表2の表記に合わせるための見直しを行う。</p>
<p>2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>(1) オランダ王国において、チチュウカイミバエについて次の方法によりトラップ調査（トラップを用いた有害動物の発生の有無に関する</p>	

る調査をいう。以下同じ。)が行われていること。

ア 調査はオランダ王国植物防疫機関が行うこと。

イ・ウ [略]

エ 検疫監視地域及び指定栽培施設内においては、トラップをオランダ王国植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。

(2) オランダ王国において、次の方法により生果実調査(生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。)が行われていること。

ア 調査はオランダ王国植物防疫機関が行うこと。

イ～エ [略]

3 [略]

4 生産地における検査及び証明

(1) オランダ王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオランダ王国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(2) [略]

5 [略]

6 こん包及びこん包場所

(1) [略]

(2) こん包は、指定生産地域内のオランダ王国植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。

(3) 各こん包又は束ねたこん包には、オランダ王国植物防疫機関による封印がなされていること。

7	[略]
---	-----

(2) 植物防疫法施行規則別表2の付表第39のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ(バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。)、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(平成26年2月7日農林水産省告示第189号)

改正の内容	改正の理由
1・2 [略]	ミナミアメリカミバエを規則別表2の2へ追加することに伴い見直しを行う。
3 生産地における検査及び証明 (1) [略] (2) (1)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア <u>チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ(以下「ミバエ類」という。)</u> に侵されていないものであること。 イ [略]	
4～6 [略]	
7 積込み時の措置 低温処理施設において5により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実が <del>チチュウカイミバエ</del> <u>ミバエ類</u> に侵されることのないための措置がとられていること。	
8 [略]	

(3) ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成15年12月24日農林水産省告示第2106号）

改正の内容	改正の理由
<p>1 植物及び地域</p> <p>チチュウカイミバエについて2の発生調査が濃密に行われており、ベルギー王国植物防疫機関がチチュウカイミバエが発生していない地区として指定した地域（以下「指定生産地域」という。）で生産された<del>きゅうり及び</del>トマトの生果実であつて、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) ベルギー王国植物防疫機関が指定した栽培施設（以下「指定栽培施設」という。）で生産されたものであること。</p> <p>(2) チチュウカイミバエの侵入を警戒すべき地域としてベルギー王国植物防疫機関が指定した地域（以下「検疫監視地域」という。）において実施された2の発生調査の結果、ベルギー王国植物防疫機関がチチュウカイミバエがまん延するおそれがないことを確認した期間に生産されたものであること。</p>	<p>規則別表2で規定するチチュウカイミバエの対象となる植物から「うり科植物」を削除することに伴い見直しを行う。</p> <p>国名を規則別表2の表記に合わせるための見直しを行う。</p>
<p>2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>(1) ベルギー王国において、チチュウカイミバエについて次の方法によりトラップ調査（トラップを用いた有害動物の発生の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。</p> <p>ア 調査は、ベルギー王国植物防疫機関が行うこと。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 検疫監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをベルギー王国植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。</p> <p>(2) ベルギー王国において、次の方法により生</p>	

果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。

ア 調査は、ベルギー王国植物防疫機関が行うこと。

イ～エ [略]

3 [略]

4 生産地における検査及び証明

(1) ベルギー王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているベルギー王国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(2) [略]

5 植物防疫官による確認

ベルギー王国植物防疫機関により2の発生調査及び4の(1)の検査が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

6 こん包及びこん包場所

(1) [略]

(2) こん包は、指定生産地域内のベルギー王国植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。

(3) 各こん包又は束ねたこん包には、ベルギー王国植物防疫機関による封印がなされていること。

7 [略]

(4) ブラジル産ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生

果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成16年9月29日農林水産省告示第1774号）

改正の内容	改正の理由
<p>1・2 [略]</p> <p>3 生産地における検査及び証明</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) (1)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。</p> <p>ア <u>チチュウカイミバエ、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）</u>に侵されていないものであること。</p> <p>イ [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 こん包及びこん包場所</p> <p>(1) 消毒された生果実は、<u>チチュウカイミバエミバエ類</u>の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(2) (1)のこん包は、<u>チチュウカイミバエミバエ類</u>の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエを規則別表2の2へ追加することに伴い見直しを行う。</p>

(5) コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成21年10月20日農林水産省告示第1471号）

改正の内容	改正の理由
1・2 [略]	ミナミアメリ

<p>3 生産地における検査及び証明</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) (1) の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること</p> <p>ア <u>チチュウカイミバエ、ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエ</u> (以下「ミバエ類」という。) に侵されていないものであること。</p> <p>イ [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 こん包及びこん包場所</p> <p>(1) 消毒された生果実は、<u>チチュウカイミバエミバエ類</u>の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。</p> <p>(2) (1) のこん包は、<u>チチュウカイミバエミバエ類</u>の侵入するおそれがないと認められる場所以で行われていること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>カミバエ及びニシインドミバエを規則別表2の2へ追加することに伴い見直しを行う。</p>
---	--

(6) ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成22年1月29日農林水産省告示第243号）

改正の内容	改正の理由
<p>1・2 [略]</p> <p>3 生産地における検査及び証明</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) (1) の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること</p> <p>ア <u>チチュウカイミバエ、ミナミアメリカミ</u></p>	<p>ミナミアメリカミバエ及びニシインドミバエを規則別表2の2へ追加することに伴い見直しを</p>

バエ及びニシインドミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。

イ [略]

4・5 [略]

6 こん包及びこん包場所

(1) 消毒された生果実は、~~チチュウカイミバエ~~ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(2) (1)のこん包は、~~チチュウカイミバエ~~ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場  
所で行われていること。

(3) [略]

7 [略]